3　第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段が前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（証票等の使用の開始前に、又は証票等の使用に際して、当該電子機器と接続される場合における当該証票等を含む。）を提示して使用されるものである場合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4　第二項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一　第二項第一号又は第二号に掲げる方法にあっては、利用者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成することができるものであること。

二　第二項第三号に掲げる方法にあっては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。

（情報提供する事項等）

第二十二条　法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報を提供しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしているものに係る法第十三条第一項第二号に掲げる支払可能金額等については、符号、図画その他の方法により情報を提供することで足りる。

2　法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲

二　前払式支払手段の利用上の必要な注意

三　電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあっては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあっては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあっては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四　前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下この条において「約款等」という。）が存する場合には、当該約款等の存する旨

3　前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なものの情報を提供することで足りる。

一　約款等に前項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。

二　前払式支払手段が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

4　加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

第二十五条中「又は」を「及び」に改める。

第三十五条第三号ハ中「第二条第十一項」を「第二条第十八項」に改める。

第四十一条第一項第一号イ中「次項」を「法第二十条第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならない。ただし、前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合及び第二十一条第三項に規定する場合においては、会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うことができる。

3　前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

第四十一条第六項を同条第八項とし、同条第五項第二号中「前条第二項各号」を「令第九条第二項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合には、前条第二項各号」に改め、同項第三号中「第二項」を「法第二十条第二項」に、「掲示」を「情報の提供」に改め、同項第四号中「第二項第四号」を「法第二十条第二項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「、第二項」を「、法第二十条第二項」に改め、同項第二号中「第二項」を「第三項」に改め、「掲示」の下に「及び第四項の規定による情報の提供」を加え、同項第三号中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前払式支払手段発行者は、物品の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

5　法第二十条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称

二　当該払戻しに係る前払式支払手段の種類

三　当該払戻しに関する問合せに応ずる営業所又は事務所の連絡先

四　法第二十条第二項第二号の申出の方法

五　当該払戻しの方法

六　その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

第四十二条中「第二十条第二項」を「第二十条第五項」に改める。

第六章中第五十一条の前に次の二条を加える。

（基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等）

第五十条の二　前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　氏名、商号又は名称

二　自家型発行者にあっては、法第五条第一項の届出書の提出年月日

三　第三者型発行者にあっては、登録年月日及び登録番号

四　前項の届出書を提出する日前に、法第二十九条の二第二項の規定による届出書の提出を行った場合は、当該届出書（前項の届出書を提出する日前の直近において提出したものに限る。）の提出年月日

3　前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　氏名、商号又は名称

二　自家型発行者にあっては、法第五条第一項の届出書の提出年月日

三　第三者型発行者にあっては、登録年月日及び登録番号

四　現に適用を受けている法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出年月日